



国海安 第 1 9 0 号 の 2
平成 2 1 年 2 月 2 5 日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長

秋



船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、
よろしくお取り計らい願います。



○船舶検査心得 3-2 船舶救命設備規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考																																	
<p>3-2 船舶救命設備規則 (救命艇の艤装品)</p> <p>14.1 (a)～(f) (略)</p> <p>(g) 次に掲げるところに適合する「応急医療具」はこれを 適当なものと認めて差し支えない。</p> <p>(1) 薬品及び医療器具は、表 14.1<3>に掲げるものにより 構成されたものを標準とする。</p> <p>表 14.1<3></p> <table border="1"> <tr> <td>ほう帯</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ガーゼ</td> <td>30cm×1m</td> <td>2 個</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>ワセリン ンガー ゼ</td> <td>7.5cm×45cm のもの</td> <td>3 包 (1 包に 4 枚入)</td> </tr> <tr> <td>又は ワセリン (50g 以上) 1 個及びガーゼ (30cm× 1m) 2 枚</td> <td></td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>整腸剤</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	ほう帯	(略)	(略)	ガーゼ	30cm×1m	2 個	(略)			ワセリン ンガー ゼ	7.5cm×45cm のもの	3 包 (1 包に 4 枚入)	又は ワセリン (50g 以上) 1 個及びガーゼ (30cm× 1m) 2 枚		1 式	整腸剤	(略)	(略)	<p>3-2 船舶救命設備規則 (救命艇の艤装品)</p> <p>14.1 (a)～(f) (略)</p> <p>(g) 次に掲げるところに適合する「応急医療具」はこれを 適当なものと認めて差し支えない。</p> <p>(1) 薬品及び医療器具は、表 14.1<3>に掲げるものにより 構成されたものを標準とする。</p> <p>表 14.1<3></p> <table border="1"> <tr> <td>ほう帯</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ガーゼ</td> <td>30cm×1m</td> <td>2 個</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>ワセリ ンガー ゼ</td> <td>7.5m×45mm のもの</td> <td>3 包 (1 包に 4 枚入)</td> </tr> <tr> <td>整腸剤</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	ほう帯	(略)	(略)	ガーゼ	30cm×1m	2 個	(略)			ワセリ ンガー ゼ	7.5m×45mm のもの	3 包 (1 包に 4 枚入)	整腸剤	(略)	(略)	
ほう帯	(略)	(略)																																	
ガーゼ	30cm×1m	2 個																																	
(略)																																			
ワセリン ンガー ゼ	7.5cm×45cm のもの	3 包 (1 包に 4 枚入)																																	
又は ワセリン (50g 以上) 1 個及びガーゼ (30cm× 1m) 2 枚		1 式																																	
整腸剤	(略)	(略)																																	
ほう帯	(略)	(略)																																	
ガーゼ	30cm×1m	2 個																																	
(略)																																			
ワセリ ンガー ゼ	7.5m×45mm のもの	3 包 (1 包に 4 枚入)																																	
整腸剤	(略)	(略)																																	

改 正 案	現 行	備 考
<p>心得附則 (平成 21 年 2 月 25 日) <u>(施行期日)</u> 本改正後の心得は、平成 21 年 2 月 25 日より適用す <u>る。</u></p>		

○船舶検査心得 9-1 小型船舶安全規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>9-1 小型船舶安全規則 (救命艇の臙莖品) 48.1 (a) 「検査機関が適当と認めるもの」の要件は、船舶救命 設備規則心得 14.1 (e) 及び (g) による。</p>	<p>9-1 小型船舶安全規則</p>	
<p>心得附則 (平成 21 年 2 月 25 日) <u>(施行期日)</u> 本改正後の心得は、平成 21 年 2 月 25 日より適用す <u>る。</u></p>		

船舶検査心得の一部改正について

平成21年 2月
海事局安全基準課

1. 心得改正の背景及び概要

船舶救命設備規則第14条、第25条及び第27条の6等に基づき、救命艇、救命いかだ又は救助艇は、艤装品として応急医療具を備えることとされている。その医療具の具体的な品目構成は船舶検査心得で別途定めており、その中に「ワセリンガーゼ」が含まれている。

今般、従来の「ワセリンガーゼ」に加えて「ワセリン」と「ガーゼ」を別々に備え付けることも認めることとし、その必要数について定める。

2. 心得改正の適用日及び経過措置

平成21年 2月25日（決裁日）より適用する。